

佐中広総第351号
平成25年3月29日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者 様

佐賀中部広域連合長 秀島 敏行
(公印省略)

食材料費の取扱いについて (通知)

認知症対応型共同生活介護事業においては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日 厚生労働省令第34号)」第96条第3項第1号により、食材料費の支払いを受けることができるとされております。

これは、認知症対応型通所介護事業や小規模多機能型居宅介護事業等において、食事の提供に要する費用の支払いを受けることができるとされていることとは区別されます。

「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 (平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号)」により、食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額とされており、このことから、認知症対応型共同生活介護においては、調理に要する費用 (人件費や調理に係る水道光熱費等) は徴収できず、食材料費のみ徴収が可能となります。

しかし、食材料費については、各事業所での金額設定に幅があり、佐賀中部広域連合管内においても、最高額の事業所の食材料費は、最低額の事業所の食材料費の2倍以上の額となっている状況です。また、他の保険者ではありますが、経営者が従業者に対し、不当に食材費を切り詰めることを要求し、徴収している食材料費の半額程度で食事を提供することとなり、肉や魚がほとんど出ず、必要な栄養素が不足している食事が長期間にわたり提供されていたという事例も起こっております。

つきましては、食材料費の設定及び運用が適切であるか確認する必要がありますので、食材料費の具体的かつ客観的な根拠として、各事業所において、毎月の食材料費を記録し、あわせて、その領収書等を保存してください。

食材を複数の事業所で一括して購入している場合は、食数で按分するなどして計算し、領収書等のコピーを保存してください。保存するのは、必ずしも領収書ではなく、レシート等でも結構です。食材料費には、おやつ、調味料、飲み物等も含まれます。野菜等を事業所で収穫したり、近所の方からいただいたりした分については、その旨記録しておいてください。

受領した食材料費が、実際にかかった実績額と比較し、かけ離れている場合は、早急に食材料費の見直し等を行ってください。

佐賀中部広域連合 総務課 指導係
TEL 0952-40-1131
FAX 0952-40-1165
E-mail rengo@chubu.saga.saga.jp